







議会事務局			編さん番号				
起案	平成 21 年 2 月 27 日	施行	平成 年 月 日				
決裁	平成 21 年 3 月 6 日	完結	平成 年 月 日				
分類番号	002-007	保存年限	永年				
川 番号 収 発 第 号	【施行区分】 郵便（普通 速達 書留 配達証明 内容証明） 公示 使送 電子メール FAX その他（ ）						
公開・非公開の区分	部分公開	個人情報	無				
非公開(部分公開)とする事由	情報公開条例 第7条 第5号 に該当（審議、検討、協議に関する情報）						
時 限 非 公 開	解除予定年月日（ 年 月）						
件名	議会運営委員会会議録（要点筆記）						
伺い文	別添のとおり報告いたします。						
決 裁 欄	議 長	委員長	局 長	局次長	課長補佐	主 査	起案者
							佐久間 淳一
			議事課長 (次長)	係 長		主 任	議事係 電話 2266
合 議							公印承認
							文書主任
決裁後供覧							意見又は処理方針

(別紙)	
1 件名	議会運営委員会会議録 (要点筆記)
2 日時	平成21年2月27日 (金) 開会 午前10時00分
	閉会 午前10時40分
3 場所	議会会議室
4 議題	平成21年3月市議会定例会について
5 出席者	篠田委員長、松本(進)副委員長、宇田川、近藤、池田、関口、唐澤、板橋(博)、
	田口、立石、大関、金子の各委員
	松本(英)議長、阿部副議長
6 オブザーバー	山崎議員、市原議員
7 事務局	橋本局長、森田局次長、安田次長、金子補佐、川野主任、佐久間主任

篠田委員長

おはようございます。

本日は、お忙しいところご参集を賜り、ありがとうございます。

また、先般の当委員会の視察に際しましては、委員皆様の格別なるご協力を賜り、所期の目的を十分に達成できましたことに対し、まずもってお礼申し上げます。

開 会 午前10時00分

篠田委員長

それでは、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員であります。

はじめに、議長からごあいさつをお願いいたします。

松本（英）議長

おはようございます。

本日は、2月24日に3月定例会の招集告示がなされたことから、その定例会の運営等について、ご協議をお願いするものであります。

なお、今議会に私から、「川口市議会会議規則の一部を改正する規則」並びに、「川口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を提出させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

篠田委員長

これより、協議事項に移らせていただきたいと思います。

本日は、去る2月24日付けで、3月定例会の招集告示がなされたことから、その運営等につきまして、ご協議をお願いするものでございます。

それでは、はじめに、「会期及び日程案等」について、局長から説明をお願いいたします。

橋本局長

1 3月市議会定例会・会期及び日程案について

3月市議会定例会の「会期及び日程（案）等」につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、上程議案でございますが、2月24日（火）の告示日に、各議員あて、送付をさせていただいたところでございます。

(1) 平成20年度関係市長提出議案等について

ア 予算議案

5件で、その内訳は、

- ・一般会計 1 件
- ・特別会計 4 件（国保・介護・看護学校・区画整理）

でございます。

イ 一般議案は

2件で、その内訳は、

- ・条例議案 1 件
- ・公の施設の指定管理者の指定議案 1 件

でございます。

ウ 報告事項

3件で、その内訳は、

- ・公用自動車による浄化槽損傷事故に係る損害賠償の額を決定する

- |   |     |
|---|-----|
| 専決処分の報告について                                   | 1 件 |
| ・ 公用自動車による建物損傷事故に係る損害賠償の額を決定する<br>専決処分の報告について | 1 件 |
| ・ 公用自動車による車両損傷事故に係る損害賠償の額を決定する<br>専決処分の報告について | 1 件 |

でございます。

(2) 平成21年度関係市長提出議案等について

ア 予算議案

17件で、その内訳は、

- |        |      |
|--------|------|
| ・ 一般会計 | 1 件  |
| ・ 特別会計 | 14 件 |
| ・ 企業会計 | 2 件  |

でございます。

イ 一般議案は

21件で、その内訳は、

- |             |      |
|-------------|------|
| ・ 条例議案      | 10 件 |
| ・ 訴えの提起議案   | 2 件  |
| ・ 市道路線の認定議案 | 5 件  |
| ・ 市道路線の廃止議案 | 3 件  |
| ・ 人事議案      | 1 件  |

でございます。

なお、人事議案は、

- ・ 人権擁護委員の候補者の推薦について

でございますが、人事議案につきましては、最終日、投票により採決を行なって参りたいと存じます。

さらに、お手元に配付してございます資料のとおり、埼玉県後期高齢者医療広域連合議員選挙選挙長から、市長選出議員に1名の欠員が生じていることから、平成20年12月25日付けで「埼玉県後期高齢者医療広域連合議員選挙（市長の区分）の実施について」の依頼がございましたが、平成21年1月29日付けで「届出のあった候補者の数が選挙すべき議員の数を超えないため、市議会で行う選挙は行わない」旨の通知がありましたので、ご了承願います。

(3) 請願について

次に、請願でございますが本定例会に請願の提出はございません。

(4) 会期日程（案）について

続きまして、3月市議会定例会の「会期日程（案）」でございますが、お手元に配付いたしております「会期日程（案）」のとおり、3月3日（火）から3月25日（水）までの23日間を予定いたしたところでございます。

順に申し上げますと、まず、初日の議事でございますが、開会をいたしまして、「会期の決定」、「会議録署名議員の指名」に続きまして、報告事項でございますが、「専決処分の報告」3件でございます。

次に、3つの特別委員会の委員長報告を、お手元の「会期日程（案）」の順によりまして、行なって参りたいと存じます。

続いて、市長提出の議案第1号から議案第7号までの平成20年度関係の合計7議案を一括上程いたしまして、市長の提案理由の説明及び加藤副市長の議案説明を

行いたいと存じます。

ここで、休憩をとり、質疑があれば、この間に通告をいただきたいと存じます。

再開をいたしまして、質疑があれば行いたいと存じますが、この取扱いにつきましては、各会派代表質疑でお願いをいたしたいと考えております。

なお、質疑時間につきましては、申し合わせによりまして、各会派の基本時間15分に、それぞれ会派人数に5分を乗じて得た時間を加えまして、その時間以内ということでお願いをいたします。

会派に所属しない議員さんにおかれましては、5分となりますので、ご了承をお願いいたします。

発言の順序につきましては、大会派順をお願いいたしたいと存じます。

質疑の後、平成20年度関係議案を所管の常任委員会へ審査を付託いたして参りたいと考えております。

次に、議案第8号から議案第44号までの平成21年度関係の合計37議案を一括上程いたしまして、市長の施政方針及び提案理由の説明を行います。

なお、ここで、概ね昼休憩になろうかと存じます。

再開いたしまして、加藤副市長の議案説明を経まして散会となる予定でございます。

初日の散会時刻は、概ね午後2時20分頃になろうかと存じます。

なお、平成21年度関係議案につきましては、3月16日(月)の一般質問終了後、所管の常任委員会へ審査を付託して参りたいと存じます。

次に、3月4日(水)に常任委員会を開催し、平成20年度関係議案の委員会審査を行いたいと考えております。

続いて、5日(木)から8日(日)は、休会とさせていただきますと存じます。

次に、9日(月)でございますが、本会議を開催し各常任委員会へ付託をいたしました、平成20年度関係議案について委員長報告・質疑・討論・採決を行いたいと考えております。

なお、採決の方法は、反対のある議案につきましてはグループ分けをして、それぞれ起立採決で、全員賛成の議案につきましては簡易採決でお願いいたしたいと存じます。

次に、平成21年度関係議案に対する質疑並びに一般質問に係わる日程でございますが、今議会における発言者数につきましては、過日の各会派代表者会議におきまして、自民党4人、公明党3人、共産党3人、民主クラブ2人、無所属の■■■■の合計13人の報告を受けたところでございます。

このことから、一般質問の日程は、3月11日(水)から13日(金)まで、及び16日(月)の4日間を予定いたしたいと存じます。

なお、発言順序並びに発言者につきましては、後程、お諮り願いたいと存じます。また、発言通告は、3月6日(金)午前10時までにお願いたします。

次に、3月18日(水)及び19日(木)でございますが、常任委員会を開催し、平成21年度関係議案の委員会審査を行いたいと考えております。

なお、当日は、当初予算の審査となりますことから、2日間を予定させていただいたところでございます。

さらに、最終日でございますが、25日(水)を予定いたしております。

最終日の議事について、申し上げます。

まず、監査結果報告等の諸報告を行い、各常任委員会に付託をいたしました、平

成21年度関係議案について委員長報告を行い、質疑・討論の後、採決をいたしたいと存じます。

なお、採決の方法は、反対のある議案につきましてはグループ分けをして、それぞれ起立採決で、全員賛成の議案につきましては簡易採決でお願いいたしたいと存じます。

ここで、概ね昼休憩をとることになろうかと存じます。

再開後、人事議案1件について、市長の提案理由の説明の後、質疑・討論を経まして、投票により採決を行なって参りたいと存じます。

次に、後ほど、ご説明申し上げますが、「会議規則の一部改正」、「議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正」並びに、「意見書」等の議員提出議案及び、議員派遣の決定についてを日程追加のうえ、上程して参りたいと考えております。

最後に、市長から挨拶をいただきまして、閉会にいたしたいと考えております。

なお、今後、追加が予定されておりますものとして、「川口市税条例の一部を改正する条例」の追加議案がございますが、これは、現在、固定資産税の土地評価替えに伴い、税負担を緩和する「地方税法等の改正案」が国会で審議されておりますが、その審議状況から、平成21年度の固定資産税等の納期につきまして、現在、第1期は5月、第2期は7月となっておりますが、これをそれぞれ、第1期を7月、第2期を9月に改めたいとのことでございます。

本追加議案に関わります、一連の議事でございますが、一般質問の最終日3月16日（月）、全ての一般質問が終了した後、日程を追加の上、上程いたし、市長の提案理由の説明を行いたいと存じます。

ここで、休憩をとり、質疑があれば、この間に通告をいただきたいと思います。

再開をいたしまして、質疑があれば行いたいと存じますが、この取扱いにつきましては、各会派代表質疑をお願いをいたしたいと考えております。

なお、質疑時間につきましては、申し合わせによりまして、先程申し上げましたとおり、各会派の基本時間15分に、それぞれ会派人数に5分を乗じて得た時間を加えまして、その時間以内ということをお願いいたします。

会派に所属しない議員さんにおかれましては、5分となりますので、ご了承をお願いいたします。

発言の順序につきましては、大会派順をお願いいたしたいと存じます。

質疑の後、他の議案と併せて所管の常任委員会に付託をいたしたいと考えております。

なお、これに関わります追加議案につきましては、3月11日（水）、一般質問の初日に配付いたしたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

なお、これらの追加議案等につきましては、改めて議運を開催いたすことなく、議事を進めさせていただきたいと考えておりますので、あらかじめ、ご了承賜りたいと存じます。

以上でございます。

篠田委員長

ただいま、局長から説明のありました「会期及び日程案等」について、何か質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

— な し —

篠田委員長      それでは、今定例会の「会期及び日程」については、局長の説明のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

－ 異議なし －

篠田委員長      ご異議がないようですので、ただいまの説明のとおり決定いたしました。次に、「一般質問の発言順序及び発言者」について、お諮りいたします。各会派の発言順序は、黒板に記載のとおりでよろしいでしょうか。

－ 異議なし －

篠田委員長      ご異議がないようですので、各会派の発言順序につきましては、黒板に記載のとおり決定いたしました。発言者順序表を、事務局から配付願います。

－ 発言者順序表①を配付する －

篠田委員長      なお、この際、発言者につきまして、ご確認とご決定をいただきたいと存じます。（発言者：自民党－                    、公明党－                    、共産党－                    、民主クラブ－                    ）

－ 各会派別表②のとおり発表する －

篠田委員長      また、無所属の議員さんの発言順序については、黒板に記載のとおりお願いいたします。

それでは、発言者につきましては、ただいまの発表どおり決定させていただきます。

この際、再度ご確認を申し上げます。発言通告書の提出につきましては、3月6日（金）午前10時までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、請願につきましては、今定例会への提出がございませんので、よろしくお願いいたします。

次に、先程、議長のご挨拶の中にもございましたが、「川口市議会会議規則の一部を改正する規則」並びに、「川口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の議員提出議案のほかに、今定例会に提出を予定されている「意見書」等の議員提出議案がございましたら、文案の配付をお願いいたします。

－ 文案を配付する －

篠田委員長      ただいま提出されました「意見書」等につきましては、3月11日（水）の一般質問の初日、昼休みに小委員会を開催し、調整を願うということで、ご了承をお願いいたします。

なお、「会議規則の一部改正」並びに、「議員報酬及び費用弁償等の一部改正」につきましては、この後、ご協議をお願いいたします。

次に、「会議規則の一部改正」並びに、「議員報酬及び費用弁償等に関する条例

の一部改正」について、局長から説明をお願いいたします。

橋本局長

5 会議規則並びに議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

地方自治法の一部改正に伴い、「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる」との一項が追加され、本市議会におきましては、「各会派代表者会議」、「正副委員長会議」、「全員協議会」を規定することで、ご了承いただいているところですが、これに伴いまして、「川口市議会会議規則」並びに「川口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部改正を、今定例会、最終日に議員提出議案として行なって参りたいと考えております。

改正の内容でございますが、お手元に配付しておりますとおり、まず、「会議規則の一部改正」につきましては、第6章の次に、「第7章 協議又は調整を行うための場」として、「第159条第1項から第4項」を新たに規定し、これに伴いまして、第7章中第159条を「第160条」とし、同章を「第8章」といたします。また、第8章中第160条を「第161条」とし、同章を「第9章」といたします。さらに、附則の次に「別表」を加え、この別表に、第159条第1項の規定を適用する会議として「各会派代表者会議」、「正副委員長会議」、「全員協議会」を規定いたすものでございます。

次に、「議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正」につきましては、会議規則の一部改正の可決を受けての提案となりますが、費用弁償の支給対象となる会議に、「各会派代表者会議」、「正副委員長会議」、「全員協議会」を加えることから、第5条第2項中の「又は特別委員会」を「特別委員会又は川口市議会会議規則第159条第1項及び第2項の規定により設けられた協議等の場」に改めるものでございます。

なお、これらの改正案が可決されました後、お手元に配付してございますとおり、3つの会議の開催要綱につきまして、議長の決裁を受けるべく、手続きを進めて参りたいと考えておりますので、ご了承賜りたいと存じます。

さらに、今回の改正に伴いまして、市議会申し合わせ事項の、「会議出席費用弁償関係」の「1 支給対象について」の（1）費用弁償の支給対象となる会議に、3つの会議を加えること、また、「3 出席の確認について」の（1）本会議、委員会に加え、3つの会議の出席の確認は、それぞれの会議の出欠報告書による旨の記載を加えることとなりますので、ご了承賜りたいと存じます。

以上でございます。

篠田委員長

ただいま、局長から説明のありました事項について、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

— な し —

篠田委員長

ご意見等がなければ、これらにつきましても、「意見書」等と併せて、3月11日（水）、一般質問の初日、昼休みに小委員会を開催し、調整を願うということで、ご了承願います。

次に、議会改革小委員会の検討経過についてでございますが、このことにつきましては、前回の報告以降、平成20年12月18日、平成21年1月21日、2月



16日の3回にわたり、小委員会を開催いたしましたところであります。

まず、12月18日に開催いたしました第5回の小委員会では、「政務調査費を『明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科』に係る学費等に支出すること」について協議をいたし、併せて、「議会報の状況について」近隣・類似都市の調査結果についての報告を、事務局から受けたところでございます。

協議の概要と致しましては、「様々な勉強の機会が出てきているので、そういうものにも使えるようにしたい」という意見、「2分の1の按分であれば良い」という意見、「2分の1の按分は賛成するが、高額な支出については、上限を設けてきたことから、授業料についても上限を設けてはどうか。上限を支給月額の3分の1の6万円とし、入学金については一度に多額の費用がかかることから、別に上限を定める検討が必要である」という意見、「様々な大学から、案内が来ていることから、大卒で決めた方が良い。明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科等ということで支出できるのであれば賛成する」といった意見がありました。

また、明治大学以外のコースへ支出することについては、「小委員会において、その都度、追加で協議を行えば良いのではないか。門戸を広げるという意味で、原則を決めて、あとは追加の検討をするというように弾力的に行えば良い」という意見、「一覽的に絞るのは難しいが、公共政策的なものは良いのではないか。資格取得のようなものは認めるべきではない」という意見、「各会派で、対象となるかの判断を行えば良い」といった意見があり、各会派持ち帰り検討いただき、再度、協議することといたしました次第であります。

さらに、至急検討すべき事項として、「政務調査費の利息の取扱いについて」の提案がなされ、協議いたしましたところ、検討すべき事項として追加することと決定し、各会派持ち帰り検討いただき、協議することといたしました次第であります。

次に、1月21日に開催いたしました、第6回の小委員会では、協議に先立ち「インターネット等による放映について」の参考として、12月定例会において撮影いたしました本会議の試行映像を視聴いただいた後、各会派持ち帰り検討することとなっております。つきまして、協議いたしましたところでございます。

まず、「一問一答方式について」協議いたしましたところ、その概要は、「会派内で一致していない」という意見、「今までどおりで良い」という意見、「議論が深まることから、なるべく早く一問一答方式にしたい」といった意見があり、各会派持ち帰り検討いただき、再度、協議することといたしました次第であります。

次に、「インターネット等による放映について」協議いたしましたところ、その概要は、「映像を会派内でも見て検討したい。一問一答方式の導入などは議場のレイアウトにも関わることであり、我々の任期中に予算などを検討し実施できれば良い」という意見、「視聴して、問題点や課題を伺った。これを踏まえて検討するが、時期や見通しについても検討したい」という意見、「良い映像であった。周辺の自治体でも実施しているので、できるだけ早く実施したい。22年度を目安に検討したい」といった意見があり、各会派持ち帰り検討いただき、再度、協議することといたしました次第であります。

次に、「政務調査費を『明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科』に係る学費等に支出すること」について協議いたしましたところ、その概要は、「授業料の上限は交付額の3分の1で72万円、入学金は2分の1で上限は20万円、交通費は2分の1」という意見、「授業料の上限は交付額の3分の1で72万円、入学金は上限を20万円とし、対象は政務調査に関係する研究とし、これ以外の大学は各会

派で判断する」という意見、「授業料の上限は交付額の3分の1で72万円、入学金は2分の1で上限20万円、交通費は2分の1が良い。今回は明治大学のみであるが、他の研修機関もある。資格を取ることにについては問題があり、各会派で考えるというのはどうなのか」といった意見があり、さらに、明治大学大学院以外のコースについても協議いたしましたところ、その概要は、「その都度、小委員会で協議することは困難であることから、各会派で決めれば良い」という意見、「市民から説明を求められたときに説明できるようにし、各会派で決めれば良い」といった意見があり、協議の結果、『授業料は2分の1で上限は年額72万円、入学金は2分の1で上限は20万円、交通費は実費の2分の1とする。明治大学に準ずる公共政策大学院等も可とする。それ以外のコースについては、各会派、個人で判断する。

ただし、個人的な資格取得に関するものについては不可とする』ということで、意見の一致を見たところでございます。

次に、「委員会会議録について」協議をいたしましたところ、その概要は、「会派内の意見がまとまっていない」という意見、「会議録に個人名を載せることには賛成しない。質問が重複し審議時間がいたずらに延びるのは好ましくない」という意見、「情報公開の観点からも発言者を公開すべき」という意見、「発言が重複することになるが、時代の趨勢からすると公開の時期にきていると考える」といった意見があり、各会派持ち帰り検討いただき、再度、協議することとした次第であります。

次に、「委員会視察の改革について」協議いたしましたところ、その概要は、「従来どおりで良い。2泊3日で内容も充実してきている」という意見、「中身の充実が大事であるので、現状でよい。視察の時間は5時までであるので、それ以降は各自、自由とすることを検討していただきたい」という意見、「近隣・類似都市の状況でも1泊2日のところもある。現在、一律に2泊3日でかなりの距離を移動している。遠い地域に行った場合、視察地を近いところで選んでいただきたい」といった意見があり、この件につきましては『意見の一致を見るには至りませんでした』。

次に、「費用弁償について」協議をいたしましたところ、その概要は、「もう少し検討したい」という意見、「すぐに廃止ということではなく、減額ということで議論したい」という意見、「廃止した自治体もずいぶんあり、この状況では、減額の議論ではなく、継続か廃止の議論をしたい」といった意見があり、各会派持ち帰り検討いただき、再度、協議することとした次第であります。

次に、「議会報について」、事務局から、編集体制についての調査報告を受けたのち、協議いたしましたところ、その概要は、「編集委員会のないところもあり、議会事務局がほとんど負担して作成している。現状どおり広報かわぐちの中に掲載していくことも含めて検討中である」という意見、「費用対効果が検討事項である。現在、広報かわぐちに掲載しており、逆に広報かわぐちでの紙面を増やしたらどうか。別冊にする必要はどこまであるのか」という意見、「広報かわぐちに掲載されるが、入稿時期により間に合わないようであれば、議会だよりとして独立させ発行するべきではないか。毎議会ごとの情報や報告事項についてタイムリーに市民に知らせることができない。インターネットの発信の議論も進めているが、インターネットが使えない人など、色々な状況があり、市民に知らせる手段として必要ではないか」という意見、「二元代表制の一端を担う議会として、情報を発信する必要がある、議会報は必要である。どこの自治体に行っても議会報が置いてあるので、川口でも発行したい」といった意見があり、各会派持ち帰り検討いただき、再度、協

議することとした次第であります。

次に、「政務調査費の利息の取扱いについて」協議いたしましたところ、その概要は、「返却は寄附行為に当たる恐れがあるので、各議員責任をもって対応すれば良い」という意見、「寄附行為に当たる恐れがあるので返却すべきではない」という意見、「極めて少額なので、利息は返還しない方が良い」という意見、「各会派の意見を踏まえ協議したが、利息について返還の必要性は考えられない。返還が寄附行為に当たる恐れがあるとのこともあり、返還しなくて良いと考える」といった意見があり、この件につきましては、『利息の返還は行わない』ということで、意見の一致を見たところでございます。

次に、2月16日に開催いたしました、第7回の小委員会では、各会派持ち帰り検討することとなっております事項につきまして、協議いたしました。

まず、「一問一答方式について」協議いたしましたところ、その概要は、「引き続き検討しているが、会派内で意見が一致していない」という意見、「従来どおりの方法で進めながら検討したい」という意見、「時間制限や発言回数などの問題も議論しているが、引き続き検討したい」という意見、「緊張関係が生まれたり、議論が深まることから、選択方式も考慮に入れ、早期に取り入れたい」といった意見があり、各会派持ち帰り検討いただき、再度、協議することとした次第であります。

次に、「インターネット等による放映について」は、各会派においても試行映像を視聴したいとの意見がありましたことから、各会派での視聴終了後に改めて協議することとした次第であります。

次に、「委員会会議録について」協議いたしましたところ、その概要は、「会派内の意見がまとまっていないが、従来どおりで良い」という意見、「会議録に個人名を載せることは賛成しない。質問が重複し審議時間が延びるのは好ましくない。従来どおりで良い」という意見、「発言者の公開には賛成である」という意見、「調査したほとんどの市は発言者を公開しているので、公開すべき時期が来ているのではないか。議論が長くなるということもあるが、発言者は公開すべき」といった意見があり、各会派持ち帰り検討いただき、再度、協議することとした次第であります。

次に、「費用弁償について」協議いたしましたところ、その概要は、「従来どおりで良い」という意見、「減額で検討している」という意見、「全国的に廃止、減額が増えており、廃止で考えている」といった意見があり、各会派持ち帰り検討いただき、再度、協議することとした次第であります。

次に、「議会報について」協議いたしましたところ、その概要は、「従来どおりで良い」という意見、「費用対効果を考え、現状の広報かわぐちに掲載し、紙面のボリュームを増やしてはどうか」という意見、「議会独自で広報活動を行う必要があることから、議会報の発行をお願いしたい」という意見、「二元代表制の一方を担う議会として、独自に議会報を作って、市民に発信する必要がある。また、議会報に併せて、議会独自でホームページを持つようなことをして、活性化させてはどうか」といった意見があり、各会派持ち帰り検討いただき、再度、協議することとした次第であります。

以上が、議会改革小委員会の検討経過の概要でございます。

このことにつきまして、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

－ な し －

篠田委員長

ご意見がなければ、ただいまの報告のうち、まず、「政務調査費を『明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科』に係る学費等に支出すること」につきましては、『授業料は2分の1で上限は年額72万円、入学金は2分の1で上限は20万円、交通費は実費の2分の1とする。明治大学に準ずる公共政策大学院等も可とする。それ以外のコースについては各会派、個人で判断する。ただし、個人的な資格取得に関するものについては不可とする』ことよろしいでしょうか。

－ 各会派了承 －

篠田委員長

無所属の■■■■さんいかがでしょうか。

－ ■■■■了承 －

篠田委員長

無所属の■■■■さんいかがでしょうか。

－ ■■■■了承 －

篠田委員長

ご異議がなければ、そのように決定させていただきます。

次に、「政務調査費の利息の取扱いについて」は、『利息の返還は行わない』ことで、よろしいでしょうか。

－ 各会派了承 －

篠田委員長

無所属の■■■■さんいかがでしょうか。

－ ■■■■了承 －

篠田委員長

無所属の■■■■さんいかがでしょうか。

－ ■■■■了承 －

篠田委員長

ご異議がなければ、そのよう決定させていただきます。

なお、「委員会視察の改革について」は、『意見の一致を見るには至りませんでした』ので、ご了承願います。

なお、ただいま決定いたしました事項につきましては、「政務調査費の手引き」に反映させるため、所要の改定を行なって参りますので、ご了承願います。

次に、「その他」の事項について、局長から説明をお願いいたします。

橋本局長

## 7 その他

その他について一括して説明させていただきます。

### (1) 理事者の3月市議会定例会欠席について

新山幸男代表監査委員が体調不良により3月市議会定例会を会期を通して欠席す

ることから、清水春夫監査委員事務局長が出席いたしますので、よろしくお願いいたします。

(2) 特別職の挨拶について

・人権擁護委員 南 勇 氏 (平成20年9月同意・開会前控室)  
(平成21年1月1日、法務大臣から委嘱)

(3) 6月市議会定例会の日程(案)について

6月市議会定例会の日程(案)につきましては、お手元に配付してあります資料のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

篠田委員長

ただいま、局長から説明のありましたことについて、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

－ な し －

篠田委員長

ご意見がなければ、ただいまの説明のとおり決定させていただきます。  
それでは、本日予定いたしました協議事項は、終了いたしました。  
以上をもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。  
本日はたいへんご苦勞さまでした。

閉 会 午前10時40分